

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

まん延防止等重点措置の再延長に係る市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

北海道内における新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の影響による新規感染者数は、減少傾向にあるものの依然として高い水準にある中、オミクロン株の派生株である「BA. 2」への置き換わりによる新規感染者数の増加への懸念もあり、予断を許さない状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、国は北海道を対象とした「まん延防止等重点措置」の適用期間を 3 月 21 日まで延長する決定をいたしました。

この決定を受け、引き続き、北海道知事から全道域を対象に要請がなされておりますので、事業者の皆さまにおかれましては、下記 1 の事項について御協力いただきますとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

また、下記 2 のとおり、市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に御協力いただいた事業者の皆さまへの支援金等について周知いたしますので、御確認願います。

記

1 北海道からの事業者の皆さまへのお願い

別紙「北海道におけるまん延防止等重点措置(改定)」【北海道資料】

2 札幌市からのお知らせ

- (1) 市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に伴う支援金について
別紙「札幌市内の事業者の皆さまへのお願い」
- (2) 市内事業者向け主な支援策について
別紙「札幌市内事業者向け主な支援策」

3 参考

- (1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）
北海道による対策やレベル分類等の詳細については、以下の北海道のホームページを御確認ください。
(URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html>)
- (2) 企業等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した時の対応について（札幌市）
現在、新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、札幌市保健所における業務がひっ迫していることから、学校・企業等の調査を休止しております。感染者ご本人様から職場にご連絡いただくとともに、職場内で症状がある方におかれましては、以下

の札幌市のホームページに掲載のある体調不良時のお問い合わせ先を御確認ください。

(URL : <https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/soudan.html>)

なお、学校・職場内等で保健所の調査に準じて調査を行う場合は、以下の札幌市のホームページを御確認ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/020421n-cov_kigyohenosyuuti.html)

(3) 札幌市の感染状況・医療提供体制の週間分析概況

札幌市の感染状況・医療提供体制について、感染症専門医である岸田直樹先生の分析資料を公開しておりますので御確認ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei_toukei.html)

■市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL 011-350-7377

《受付時間》 平日 8:45~17:30

■市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL 011-330-8396

《受付時間》 平日 8:45~17:15 (令和4年4月3日までは土日祝も対応)

■職場における感染症予防の注意事項等に関するお問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL0570-085-789

《受付時間》 毎日 9:00~21:00

※体調不良時のお問い合わせは以下のHPを御確認ください。

(URL : <https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/soudan.html>)

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

《受付時間》 平日 9:00~12:00、 13:00~17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)

札幌市内の事業者の皆さまへのお願い

このたび、北海道を対象とする「まん延防止等重点措置」の適用期間の再延長が決定されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

○飲食店等への協力支援金について

※下記の対象施設が、対象期間の全てにおいて、要請内容にご協力いただいた場合に支援金を支給いたします。なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

札幌市内全域の飲食店、カラオケ店、結婚式場

※飲食店、結婚式場については、店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 **3月7日(月)から3月21日(月)まで**

■要請内容

①営業時間及び酒類提供

北海道飲食店感染防止対策認証店

・次のいずれかを選択すること（当初の選択は期間の途中で変更不可）

①

営業時間：5時～21時
酒類提供：11時～20時

又は

②

営業時間：5時～20時
酒類提供：終日停止

上記以外の店舗（非認証店）

営業時間：5時～20時
酒類提供：終日停止

<留意事項>

※要請期間中に認証店となった場合、
認証を受けた日以降から認証店の要請内容に変更となる。

②同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする

※対象者全員の検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用は行わない。

③業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する

<https://corona.go.jp/prevention/>



https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf



④カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う

【要請内容に関するお問い合わせ】

■北海道感染防止対策協力支援金事務局 011-350-7377（受付時間：8:45～17:30）

■北海道飲食店感染防止対策認証制度 0570-783-816（受付時間：9:00～18:00）

支援金の主な支給要件

3月7日(月)から3月21日(月)までの全期間

において、要請に応じること

- ※3月8日(火)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。
- ※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、今回の申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類(写真やHPの写し等)や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

支援金の申請について

■受付期間(予定)

申請の受付は、3月22日(火)から4月30日(土)です。

※令和4年4月30日(土)までの消印が有効です。

※必ずしもポストへの投函日が消印日とはならないのでご注意ください。

※申請期限の締め切りが近い場合には、お近くの郵便局の窓口にて直接ご提出をお願いいたします。

■支援金額(1店舗1日当たり)

【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】

- ・中小企業 選択した要請内容及び売上高に応じて
2.5万円～7.5万円/日(表面①) または 3万円～10万円/日(表面②)
- ・大企業 売上減少額に応じて最大20万円/日

【非認証店】

- ・中小企業 売上高に応じて3万円～10万円/日
- ・大企業 売上減少額に応じて最大20万円/日

※協力支援金については課税対象になります。

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

○協力支援金に関するお問い合わせ(札幌市内の事業者向け)

■専用ダイヤル

電話番号 011-330-8396

受付時間 8:45から17:15まで

(4月3日までは土日祝日も対応。4月4日以降は平日のみ)

■ホームページ

飲食店等への要請に係る支援金について(3月7日～3月21日)

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi_0307iko.html

